

消 防 災 第 3 5 5 号
国 河 政 第 2 6 0 号
平 成 1 8 年 9 月 2 6 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

国 土 交 通 事 務 次 官

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を
改正する政令の施行について（通知）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第315号）が、平成18年9月26日に公布施行されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、条例の改正等を速やかに行う等、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村、関係一部事務組合及び広域連合並びに水害予防組合に対してもこの旨周知願います。

記

1 改正の趣旨

地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、総務省令で定めることとする等の措置を講ずること。

2 改正の内容

- (1) 非常勤消防団員等の傷病補償年金に係る傷病等級ごとの障害について、総務省令で定めることとしたこと。（第5条の2関係）
- (2) 非常勤消防団員等の障害補償に係る障害等級ごとの障害について、総務省令で定めることとしたこと。（第6条関係）
- (3) 非常勤消防団員等の介護補償に係る障害について、総務省令で定めることとしたこと。（第6条の2関係）
- (4) その他地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した規定の整備を行うこととしたこと。

3 適用関係

(1) 施行期日等

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は、平成18年4月1日から適用

することとしたこと。（改正政令附則第1条関係）

(2) 経過措置

その他この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとしたこと。（改正政令附則第2条関係）

政令第三百十五号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条中「療養補償は、」を削り、「場合において、当該非常勤消防団員等に対して」を「場合においては、療養補償として」に、「支給して行うものとする」を「支給する」に改める。

第五条中「休業補償は、」を削り、「できないとき、当該非常勤消防団員等に対して」を「できないときは、休業補償として」に改め、「一日」を削り、「支給して行うものとする」を「支給する」に改める。

第五条の二第一項を次のように改める。

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして総務省令で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

第五条の二第三項中「別表第二中の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第二号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、一年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一 第一級 三百十三倍

二 第二級 二百七十七倍

三 第三級 二百四十五倍

第六条第一項を次のように改める。

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合には、障害補償として、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害があるときにおいては、障害補償として、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

第六条第七項中「別表第三中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「別表第三に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ずる等級」を「応ずる障害等級」

に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、総務省令で定める。

3 障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 三百十三倍
- 二 第二級 二百七十七倍
- 三 第三級 二百四十五倍
- 四 第四級 二百十三倍
- 五 第五級 百八十四倍
- 六 第六級 百五十六倍
- 七 第七級 百三十一倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じ

て得た額とする。

一 第八級 五百三倍

二 第九級 三百九十一倍

三 第十級 三百二倍

四 第十一級 二百二十三倍

五 第十二級 百五十六倍

六 第十三級 百一倍

七 第十四級 五十六倍

第六条の二第一項本文を次のように改める。

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を

支給する。

第六条の二第二項を次のように改める。

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第七条中「遺族補償は、」を削り、「場合において」を「場合においては、遺族補償として」に、「支給して行うものとする」を「支給する」に改める。

第八条第一項第四号中「次に掲げるいずれかの状態」を「総務省令で定める障害の状態（次条、第八条の三及び第九条の三において「特定障害状態」という。）」に改め、同号イ及びロを削る。

第八条の二第一項第一号中「前条第一項第四号イ若しくはロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「前条第一項第四号イ又はロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同項第二号中「前条第一項第四号イ若しくはロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第八条の三第一項第五号及び第六号中「第八条第一項第四号イ又はロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第九条の三第一項第二号中「第八条第一項第四号イ若しくは口に掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第十一条中「葬祭補償は、」を削り、「場合において」を「場合においては」に、「対して、」を「対して、葬祭補償として」に、「支給して行うものとする」を「支給する」に改める。

第十一条の二中「防^{ぎよ}禦」を「防御」に、「第五条の二第一項、第六条第一項」を「第五条の二第二項、第六条第三項若しくは第四項」に改め、「別表第二に定める」を削り、「同表に定める第二級の傷病等級」を「第二級の傷病等級」に、「別表第三に定める第一級の等級」を「第一級の障害等級」に、「同表に定める第二級の等級」を「第二級の障害等級」に改める。

附則第一条の二第一項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第二項中「、第六条第六項」を「、第六条第八項」に改め、同項第一号中「障害の等級」及び「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第二号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第六条第六項」を「第六条第八項」に、「別表第三に定める」を「加重後の」に改める。

附則第一条の三第四項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第六条第六項」を「第六条第八項」に改め

る。

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の規定は、平成十八年四月一日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、総務省令で定めることとする等の措置を講ずる必要があるからである。

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(補償基礎額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に 定めるところによるものとする。</p> <p>一 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表 に定める額とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(療養補償)</p> <p>第三条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。</p> <p>(休業補償)</p> <p>第五条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第一に定める額とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(療養補償)</p> <p>第三条 療養補償は、非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合において、当該非常勤消防団員等に対して、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給して行うものとする。</p> <p>(休業補償)</p> <p>第五条 休業補償は、非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負</p>

傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間、 につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（総務省令で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容されている期間については、休業補償は、行わない。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合
(傷病補償年金)

第五条の二 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして総務省令で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

2| 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第二号の傷病等級をいう。以

傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該非常勤消防団員等に対して、その収入を得ることができない期間、一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合（総務省令で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容されている期間については、休業補償は、行わない。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合
(傷病補償年金)

第五条の二 傷病補償年金は、非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合は、当該非常勤消防団員等に対して、その状態が継続している期間、別表第二に定める傷病等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給して行うものとする。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第二に定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

(下同じ。)のいずれに該当するかに応じ、一年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一 第一級 三百十三倍

二 第二級 二百七十七倍

三 第三級 二百四十五倍

3 | (略)

4 | 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の傷病等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた傷病等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(障害補償)

第六条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合には、障害補償として、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害があるときは、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害があるときは、障害補償一時金を支給する。

2 | 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、総務省令で定める。

3 | 障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等

2 | (略)

3 | 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表第二中の他の傷病等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた傷病等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(障害補償)

第六条 障害補償は、非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、別表第三に定める程度の障害が存するとき、当該非常勤消防団員等に対して、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給して行うものとする。

級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 三百十三倍
- 二 第二級 二百七十七倍
- 三 第三級 二百四十五倍
- 四 第四級 二百十三倍
- 五 第五級 百八十四倍
- 六 第六級 百五十六倍
- 七 第七級 百三十一倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第八級 五百三倍
- 二 第九級 三百九十一倍
- 三 第十級 三百二倍
- 四 第十一級 二百二十三倍
- 五 第十二級 百五十六倍
- 六 第十三級 百一倍
- 七 第十四級 五十六倍

5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級によるものとする。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによるものとする。

- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の一級上位の障害等級
- 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
- 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

2 別表第三に定める程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる等級によるものとする。

3 次に掲げる場合の障害の等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによるものとする。

- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級
- 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
- 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

7 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に必ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

8 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に必ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とする。

- 一 その者の加重前の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害等級に必ずる障害補償年金の額
- 二 その者の加重前の障害等級が第八級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害等級に必ずる障害補償一時金の額を二十五で除して得た金額

9 三 その者の加重後の障害等級が第八級以下である場合 その者の加重前の障害等級に必ずる障害補償一時金の額
障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合においては、新たに該当するに至つた障害等級に必ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給し

4 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に必ずる等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

5 別表第三に定める各等級の障害に該当しない障害であつて、同表に定める各等級の障害に相当するものは、同表に定める当該等級の障害とする。

6 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に必ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とする。

- 一 その者の加重前の障害の等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の等級に必ずる障害補償年金の額
- 二 その者の加重前の障害の等級が第八級以下であり、かつ、加重後の障害の等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の等級に必ずる障害補償一時金の額を二十五で除して得た金額

7 三 その者の加重後の障害の等級が第八級以下である場合 その者の加重前の障害の等級に必ずる障害補償一時金の額
障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表第三中の他の等級に該当するに至つた場合においては、新たに該当するに至つた等級に必ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給し

ないものとする。

(介護補償)

第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一・二(略)

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

ないものとする。

(介護補償)

第六条の二 介護補償は、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて別表第四の下欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該非常勤消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一・二(略)

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害(障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が別表第四常時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)
その月における介護に要する費用として支出された額(その額が十万四千五百九十円を超えるときは、十万四千五百九十円)

二 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介

(遺族補償)

第七条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、遺族補償として、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第八条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが

護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万六千七百十円以下である場合に限り。） 五万六千七百十円

三 介護補償に係る障害が別表第四随時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千三百円を超えるときは、五万二千三百円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千三百六十円以下である場合に限る。） 二万八千三百六十円

(遺族補償)

第七条 遺族補償は、非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合において、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給して行うものとする。

(遺族補償年金)

第八条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが

、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の當時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一～三 (略)

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、総務省令で定める障害の状態（次条、第八条の三及び第九条の三において「特定障害状態」という）にあること。

2・3 (略)

第八条の二 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 一人 補償基礎額に百五十三を乗じて得た額（五十五歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に百七十五を乗じて得た額）

二～四 (略)

2・3 (略)

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償

、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の當時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一～三 (略)

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、次に掲げるいずれかの状態にあること。

イ 別表第三に定める第七級以上の等級に該当する程度の障害がある状態

ロ 負傷又は疾病が治らないで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態

2・3 (略)

第八条の二 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 一人 補償基礎額に百五十三を乗じて得た額（五十五歳以上の妻又は前条第一項第四号イ若しくはロに掲げる状態にある妻である場合には、補償基礎額に百七十五を乗じて得た額）

二～四 (略)

2・3 (略)

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償

年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（特定障害状態にあるときを除く。）。

二 特定障害状態

になり、又は

その事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

第八条の三 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給するものとする。

一 四（略）

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。）。

六 特定障害状態

にある夫、子、

父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は非常勤消防団員等の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 (略)

第九条の三 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（前条第一項第四号イ又はロに掲げる状態にあるときを除く。）。

二 前条第一項第四号イ若しくはロに掲げる状態になり、又は

その事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

第八条の三 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給するものとする。

一 四（略）

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き第八条第一項第四号イ又はロに掲げる状態にあるときを除く。）。

六 第八条第一項第四号イ又はロに掲げる状態にある夫、子、

父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は非常勤消防団員等の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 (略)

第九条の三 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

一 (略)

二 第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は特定障害状態にある三親等内の親族 七百倍

三 (略)

2 (略)

(葬祭補償)

第十一条

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、三十一万五千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第十一条の二 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防衛に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第五条の第二項、第六条第三項若しくは第四項又は第八条の二第一項の額は、それぞれ当該額に百分の五十(傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、

一 (略)

二 第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は第八条第一項第四号イ若しくはロに掲げる状態にある三親等内の親族 七百倍

三 (略)

2 (略)

(葬祭補償)

第十一条

葬祭補償は、非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、三十一万五千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給して行うものとする。

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第十一条の二 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防禦に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第五条の第二項、第六条第一項又は第八条の二第一項の額は、それぞれ当該額に百分の五十(傷病補償年金のうち、別表第二に定める第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同表に定める第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、別表第三に定める第一級の等級に該当する障害に係るものにあ

つては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五)を乗じて得た額を加算した額とし、第九条の第三一項の額は、同項本文に規定する額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額(第九条の第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(障害補償年金差額一時金)

第一条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に 応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金について第十一条の規定が適用された場合にあつては、同表の上欄に掲げる障害等級に 応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給するものとする。

障害等級	額
第一級	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額

つては百分の四十、同表に定める第二級の等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五)を乗じて得た額を加算した額とし、第九条の第三一項の額は、同項本文に規定する額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額(第九条の第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(障害補償年金差額一時金)

第一条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に 応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金について第十一条の規定が適用された場合にあつては、同表の上欄に掲げる障害の等級に 応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給するものとする。

障害の等級	額
第一級	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額

第四級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額
第五級	補償基礎額に七九〇を乗じて得た額
第六級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額
第七級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額

2

障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第六条第八項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

一 その者の加重前の障害等級が第七級以上である場合、その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の下欄に掲げる額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の上欄に掲げる障害等級）に応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額（加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害等級）に応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額を差し引いた額

二 その者の加重前の障害等級が第八級以下である場合、その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の下欄に

第四級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額
第五級	補償基礎額に七九〇を乗じて得た額
第六級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額
第七級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額

2

障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第六条第六項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

一 その者の加重前の障害等級が第七級以上である場合、その者の加重後の障害の等級に応じそれぞれ前項の表の下欄に掲げる額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の上欄に掲げる障害の等級）に応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額（加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害の程度に応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額

二 その者の加重前の障害の等級が第八級以下である場合、その者の加重後の障害の等級に応じそれぞれ前項の表の下欄に

掲げる額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の上欄に掲げる障害等級に^レ応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第六条第八項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に^レ応ずる同条第一項の規定による金額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重後の障害等級に^レ応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額）で除して得た数に乗じて得た額

3～5（略）

（障害補償年金前払一時金）

第一条の三（略）

2・3（略）

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に^レ応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について第六条第八項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害等級に^レ応じ前条第二項各号に定める額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍若しくは二百倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第一項の申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補

掲げる額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の上欄に掲げる障害の等級に^レ応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第六条第六項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の等級に^レ応ずる同条第一項の規定による金額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、別表第三に定める障害の等級に^レ応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額）で除して得た数に乗じて得た額

3～5（略）

（障害補償年金前払一時金）

第一条の三（略）

2・3（略）

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に^レ応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について第六条第六項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害の等級に^レ応じ前条第二項各号に定める額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍若しくは二百倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第一項の申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補

償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

5・6 (略)

別表二 補償基礎額表 (第二条関係)

(略)

償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

5・6 (略)

別表第一 補償基礎額表 (第二条関係)

(略)

別表第二 傷病補償表 (第五条の二、第十一条の二関係)

傷病等級	倍数	障害の状態
第一級	三一三	一 両眼が失明しているもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢の用を全廃しているもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢の用を全廃しているもの 九 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第二級	二七七	一 両眼の視力が〇・〇二以下になつて

別表第三 障害補償表（第六条、第八条、第十一条の二関係）	第三級	
	二四五	
	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつてゐるもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能を廢してゐるもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>五 両手の手指の全部を失つたもの</p> <p>六 第三号及び第四号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</p>	<p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの</p> <p>四 両上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>五 両下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</p>

等級	第一級	第二級	第三級
倍数	三一三	二七七	二四五
障害	<p>一 両眼が失明したもの</p> <p>二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>六 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>八 両下肢の用を全廃したもの</p>	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの</p> <p>二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>五 両上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>六 両下肢を足関節以上で失ったもの</p>	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p>

第四級	二二三	<p>一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>六 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの</p>
第五級	一八四	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 一上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失つたもの</p>

第六級	一五六
<p>六 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>八 両足の足指の全部を失ったもの</p>	<p>一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</p>
第七級	一三一
<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解すること</p>	

第八級	第九級
五〇三	三九一
<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 一足の足指の全部を失つたもの</p> <p>一一 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの</p>	<p>一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p>

-
-
-
-
- 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- 七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
- 八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
- 九 一耳の聴力を全く失つたもの
- 一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができず労務が相当な程度に制限されるもの
- 一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができず労務が相当な程度に制限されるもの
- 一二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの
- 一三 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの
- 一四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの
- 一五 一足の足指の全部の用を廃したもの
-
-

第二級		第一〇級
二二三		三〇二
<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p>	<p>一六 生殖器に著しい障害を残すもの</p> <p>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 正面視で複視を残すもの</p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>一〇 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	

第二級	
一五六	
<p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力がメートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</p> <p>九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>一〇 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したものの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p>

第一三級	一〇一	<p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>九 一手の小指を失つたもの</p> <p>一〇 一手の示指、中指又は環指の用を廃したものの</p> <p>一一 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの</p> <p>一二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものの</p> <p>一三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一四 男子の外貌<small>まう</small>に著しい醜状を残すもの</p> <p>一五 女子の外貌<small>まう</small>に醜状を残すもの</p> <p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄<small>きやく</small>又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五齒以上に対し歯科補綴<small>てう</small>を加えたもの</p>
------	-----	--

	第一四級
	五六
<p>六 一手の小指の用を廃したものの</p> <p>七 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの</p> <p>一〇 一足の第二の足指の用を廃したものの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三齒以上に対し齒科補綴<small>（さ）</small>を加えたもの</p> <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p>

- 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状みにくさうを残すもの

別表第四 介護補償表（第六条の二関係）

介護を要する状態	障 害
常時介護を要する状態	一 別表第二第一級の項第三号又は別表第三第一級の項第三号に該当する障害 二 別表第二第一級の項第四号又は別表第三第一級の項第四号に該当する障害 三 前二号に掲げるもののほか、別表第二第一級の項又は別表第三第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	一 別表第二第二級の項第二号又は別表第三第二級の項第三号に該当する障害 二 別表第二第二級の項第三号又は別表第三第二級の項第四号に該当する障害 三 別表第二第一級の項又は別表第三第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの